

災害時に自力（家族）での避難が難しい方は

避難行動要支援者名簿に登録をしましょう

避難行動要支援者名簿とは

障がい者や要介護者の方など、災害時に自力または家族だけでは避難することが困難で、第三者による支援が必要な在宅の方（避難行動要支援者）の情報を掲載した名簿です。

平常時からの情報提供に同意いただいた方の名簿情報を地域の自治会・自主防災組織・民生委員（避難支援等関係者）に提供し、災害時の避難支援や安否確認に役立てます。

1. 名簿掲載対象者

- ① 身体障害者手帳を所持する方
 - ・視覚障がい
 - ・聴覚障がい
 - ・上肢機能障がい（１級から２級）
 - ・下肢、体幹機能障がい（１級から３級）
 - ・呼吸器機能障がい（１級から２級）
- ② 療育手帳を所持する方（㍷又はA）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（１級）
- ④ 介護認定者のうち要介護度が３以上の方
- ⑤ 医療機器（人工呼吸器等）の電源喪失が命に関わる方
- ⑥ 上記のほか、要配慮者で避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）

※以下の方は避難行動要支援者に当たりません

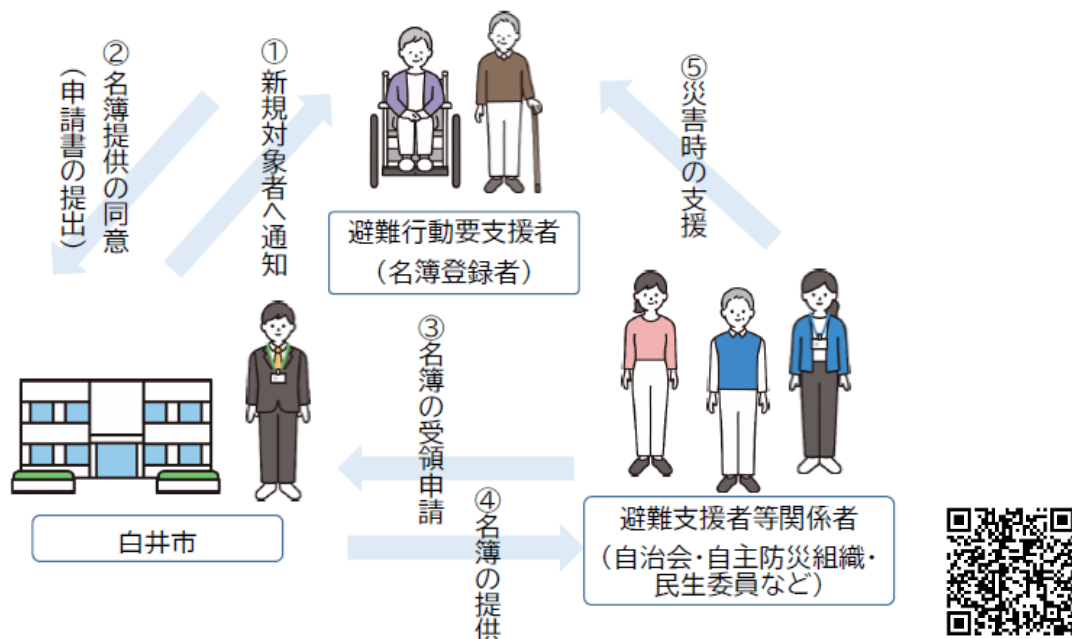
- ・病院や施設に入所されている方
- ・自ら避難することが可能であり、真に避難支援を要さない方
- ・同居家族がいるなど、災害時に避難支援等関係者からの支援が不要な方

※①から⑤に該当する方は、市の障害福祉課及び高齢者福祉課が管理している情報を基に通知しています。

裏面もご確認ください

2. 注意事項（必ずお読みください）

- ・自治会・自主防災組織への名簿の提供は、名簿の受領を希望し、かつ守秘義務等の規約等を整備している場合に行っており、全ての自治会・自主防災組織に提供されているわけではありません。
- ・支援者自身やその家族などの安全が前提のため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。
- ・避難支援等関係者に提供する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の連絡先、避難支援等を必要とする事由、必要とする支援内容、自主防災組織及び自治会名です。
- ・災害発生時に迅速かつ適切な支援を行えるよう、情報に変更があった場合は、市にご連絡ください。変更の申し出がない限り、自動で継続されます。
- ・避難支援希望申請書 兼 避難行動要支援者名簿情報提供同意書の提出がない方及び情報提供に同意しない方についても、生命保護のため、災害対策基本法に基づき、災害が発生した(する可能性が高い)際に情報を活用する場合があります。
- ・避難支援に関する確認や個別避難支援プラン作成のために、白井市、自治会、自主防災組織、民生委員が訪問することがあります。



※避難行動要支援者を支援する仕組みについて、市ホームページでご覧いただけます。

【お問い合わせ】

白井市総務部危機管理課 047-401-4650(直通)